

守谷市立御所ヶ丘小学校 学校いじめ防止基本方針(令和7年度版)

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して」当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条より)

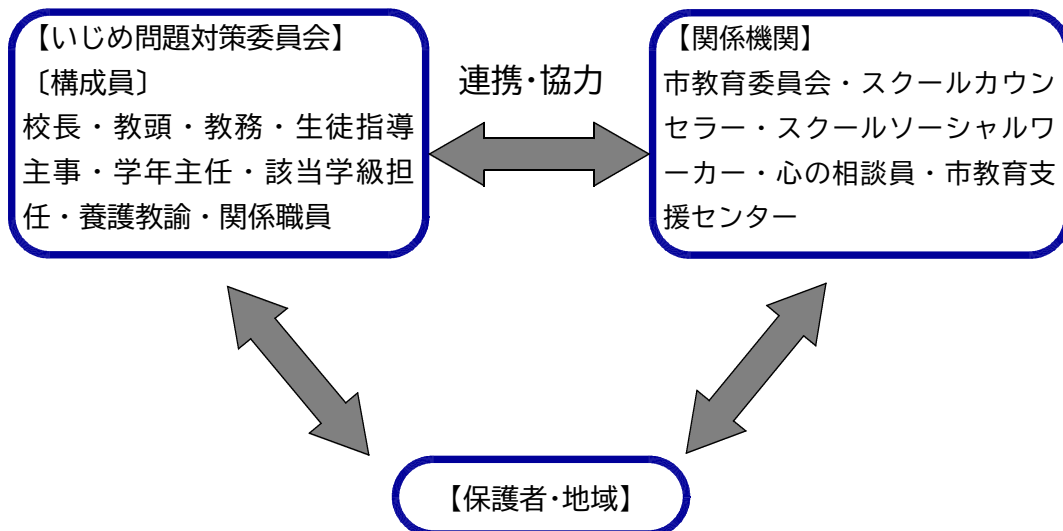
(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは絶対に許さない」との意識を、学校教育活動全体を通じて、教職員及び児童一人一人に対し徹底します。
- ② いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から、児童が発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。
- ③ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することにより、児童を徹底して守り通します。
- ④ 保護者や地域に正確な情報提供を行い、信頼確保に努めます。

2 いじめ防止・対策について

(1) 組織について

校内に「いじめ問題対策委員会」を設置し、定期的な協議を行うとともに、的確な役割分担のもとに、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応、解決にあたります。



(2) 未然防止のために (いじめ防止プログラム)

◎いじめを許さない、見過ごさない学級づくりに努めます。

- ① 児童と向き合う時間を確保し、児童理解に努めます。
- ② 道徳の時間を大切に、自分自身を振り返る機会をもつようにします。
- ③ 定期的に教育相談の時間を設定し、児童の声に耳を傾けます。
- ④ 情報教育を充実し、インターネットやソーシャルネットワークシステム(SNS)等の正しい使い方を指導します。
- ⑤ 日常の当番活動、学級活動、学校行事等を通して、責任感や規範意識の高揚を図ります。

◎児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

- ① 保幼小中高一貫教育を基盤とし、児童が主体的に取り組む授業、わかる授業の実践を行います。
- ② インクルーシブ教育を推進し、児童一人一人の良さに目を向け、認め・励ますことで、自信をもたせ、自他を思いやる気持ちを育みます。
- ③ 学級活動、道徳の時間において、人権意識を高め、自分と他人とは思いや考えが違うことに気付き、互いに認め合えるようにします。

(3) 早期発見・早期対応のために

◎ 学校全体で情報を共有し、対応します。

- ① 児童一人一人の心に寄り添いながら、守谷型カリキュラムマネジメントに基づいて児童とともに過ごす時間を確保することで、児童の心の小さな変化を把握するよう努めます。
- ② 教職員間の情報交換を密に行い、学級担任が一人で抱え込むことのないようにします。
- ③ 児童を対象とした学校生活に関するアンケートを月1回以上実施し、児童の悩みや人間関係の変化を把握します。
- ④ いじめの認知は、「いじめ問題対策委員会」で判断し、報告します。

◎ 家庭・地域・関係機関と連携します。

- ① 学校の相談窓口を明確にして、家庭からの訴え、地域や関係機関からの情報提供に真摯に耳を傾け、いじめを受けた児童や保護者の立場に立って、速やかに事実確認を行います。
- ② いじめにかかる情報を関係保護者と共有し、いじめの早期発見・再発防止につなげます。いじめを受けた児童と保護者が気軽に相談できるよう、関係機関相談窓口等を周知します。

- ③ 犯罪行為として取り扱われるべき内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署と連携して対処し、児童の生命・心身又は所有物に損害が生じないようにします。

◎ 解消に向けて、組織で適切に対応します。

- ① いじめを受けた児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して心のケアに努めます。
- ② いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続して行います。
- ③ いじめに関わる情報を関係保護者と共有するために、いじめ問題対策委員会で対応方法を検討し、確実に実行します。
- ④ 対応支援は、いじめにかかる行為が止んでいる状態が概ね3ヶ月程度継続するまで、いじめを受けた児童のカウンセリングや経過観察を継続します。
- ⑤ いじめの解消は、児童本人が心身の苦痛を感じていないことを児童と保護者に面談等で確認し、その結果を受け、いじめ問題対策委員会で「解消」と判断します。学校全体で情報を共有し、対応します。
- ⑥ 児童一人一人の心に寄り添いながら、引き続き児童の心の小さな変化や悩み、人間関係等を把握するよう努めます。

(4) 重大事態発生時の対処について

いじめの重大事態とは、

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- (いじめ防止対策推進法 第28条より)

- ① 重大事態が発生した旨を、守谷市教育委員会に速やかに報告します。
- ② 教育委員会と協議の上、第三者委員会を設置します。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするためのアンケート及び調査を実施します。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して事実関係その他の必要な情報の報告をいたします。